

令和7年度 ボランティア団体登録について

<p>提出書類</p>	<p>① チェックリスト【提出前にご確認ください】</p> <p>② 令和7年度 ボランティア団体概要書</p> <p>③ 令和7年度 ボランティア団体登録者名簿</p> <p>④ 令和7年度 ボランティア活動保険 保険料 200円/人（基本プラン） <u>社協以外から保険料助成を受けているグループ（団体）の場合、保険料は全額自己負担となり、1人350円（基本プラン）となります。</u></p> <p>⑤ 令和7年度 登録グループ一覧表 掲載内容確認票</p> <p>⑥ 令和7年度 ボランティア団体活動助成金交付申請書</p> <p>⑦ 令和6年度 事業報告書</p> <p>⑧ 令和7年度 予算書</p> <p>⑨ 令和6年度 決算書（前年度、助成金交付を受けた団体のみ）</p> <p>⑩ 振込先口座記入書（前年度から変更がない場合は不要）</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>⑥～⑩までの書類は 助成金交付申請を行う 団体のみご提出ください</p> </div>
<p>記入上の 注意</p>	<p>【②概要書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名、活動内容など前年と変更があった場合は、新しい内容でご記入ください。 <p>【③登録者名簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者名の漢字（例：高 or 高、渡辺 or 渡邊 or 渡邊）、フリガナは正しく記入を。 ・登録者名簿の住所は番地、部屋番号等まで正しくご記入ください。 ・独自の様式で登録者名簿を作成されている場合は、必要項目全て記入の上、提出ください。 <p>【⑦事業報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期日、ボランティア参加人数、対象者数、実施場所、活動内容をご記入ください。 ・この内容を満たした独自の事業報告書を作成している場合は、そちらをご提出いただけます（決算書についても同様です）。 ・実施回数が少ない場合…実施日ごとにご記入ください。 ・実施回数が多い場合…月ごとにまとめ、延べ数でご記入ください。
<p>提出期限</p>	<p><u>令和7年4月11日（金）</u></p> <p>※期限以降も保険加入は可能ですが、期限までの継続申込であれば、保険適用開始が4月1日から可能となりますので、お早めに加入手続きをお願いします。</p> <p>※グループ登録者名簿の加除修正、保険料をお取りまとめいただき、事務局へご提出くださいますようお願いいたします。</p>
<p>提出先</p>	<p>南魚沼市社会福祉協議会 本 所 南魚沼市小栗山 303-1 福祉センターしらゆり</p> <p>大和支所 南魚沼市大崎 594 - 9 湯咲荘</p> <p>塩沢支所 南魚沼市塩沢 1112 - 38</p>

裏面に続く

ボランティア活動保険について

複数のボランティアグループ（団体）に所属し活動をしている方は、どこか一つのグループで保険加入手続をすれば、他のグループでの活動時に発生した補償対象事例についても補償されます。

グループ内に該当者がいる場合は、どちらのグループ（団体）で保険に加入するか確認、調整の上お申し込みください。重複加入であっても補償の金額は変わりませんので、ご注意ください。

ボランティア活動保険は、基本プラン（保険料 350 円、自己負担額 200 円）に加入いたします。災害ボランティア活動を行う場合は、天災・地震補償プラン（保険料 500 円、自己負担額 350 円）での加入をお勧めしております。

両プランとも保険料のうち150円を南魚沼市社会福祉協議会が助成します。

補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

保険金の種類		補償プラン		
		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

- 基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティア（メンバー）の入替や加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

※社協以外から保険料助成を受けているグループ（団体）の場合、保険料は全額自己負担となり、1人350円（基本プラン）となります。

※社協以外の団体に保険料の助成申請をされるグループ（団体）につきまして、申請に必要な書類（保険加入証、保険料受領証など）は随時発行いたします。お申し出ください。

【ボランティア活動保険料を助成する団体・事業例】

国土交通省ボランティアサポートプログラム（国道沿いの環境美化活動）、南魚沼市など

※提出書類は、

南魚沼市社会福祉協議会ホームページの様式集（<https://www.mu-shakyo.or.jp/forms/>）内「ボランティア団体（グループ）登録」からもダウンロードできます。